

平成26年10月31日
総務省北海道管区行政評価局

無電柱化対策に関する調査 〈所見表示に対する改善措置状況の概要〉

総務省北海道管区行政評価局では、「無電柱化対策に関する調査」の結果に基づき、必要な改善措置を講ずるよう国土交通省北海道開発局に対し所見表示を実施（平成26年8月29日）。今般、その改善措置状況について、同局からの回答の概要を取りまとめましたので公表します。

〈本件照会先〉

総務省北海道管区行政評価局第二部第一評価監視官室

ばば はざま

（担当）馬場、間

（電話）011-709-2311（内線3143）（直通）011-709-1806

（FAX）011-709-1843

（Eメール）hkd21@soumu.go.jp

「無電柱化対策に関する調査」の所見表示に対する改善措置状況(概要)

所見表示日：平成26年8月29日 所見表示先：国土交通省北海道開発局

回答日：平成26年10月20日

実地調査対象：北海道開発局が、電線共同溝を整備すべき道路として指定している札幌市内の国道4路線（国道5号、36号、230号及び231号）

無電柱化の推進

《主な所見表示事項》

1 電線共同溝整備後の状況

- 電線共同溝整備済みの道路上に架空線が残存している場合については、架空線所有者に架空線の撤去を要請するなど必要な措置を講ずること。
- 今回、当局が指摘した残存事例については、架空線を撤去するよう要請すること。

2 電線共同溝の管理状況

- (1) 電線共同溝の入溝
 - 占有者の未入溝理由を適切に把握するとともに入溝が促進されるよう努めること。
 - 現に電線共同溝に入溝済みとなっている占有者に対しても、電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号。以下「法」という。）等の適切な運用を図る観点から所要の指導を行うこと。
- (2) 電線共同溝の保安
 - 占有者に対する鍵返納届及び入溝（作業）完了届の確実な提出に関する指導を的確に行うこと。

1 電線共同溝整備後の状況

制度・仕組み

法では、道路管理者に対し、電線共同溝の整備を推進するため、以下の事項が定められている。

- 道路管理者は、区間を定めて、電線共同溝を整備すべき道路として指定することができる（法第3条第1項）
- 道路管理者は、指定した電線共同溝整備道路における電線及び電柱の占用の許可、又は協議を成立させてはならない（法第9条）
- 既存占用者については法第9条の占用制限の例外とされているが、整備された電線共同溝への入溝を促進する観点から、「勧告」制度も設けられている。

北海道開発局が電線共同溝を整備すべき道路として指定している札幌市内の国道4路線（国道5号、36号、230号及び231号）を当局が調査

所見表示事項（平成26年8月29日）

- ① 電線共同溝整備済みの道路上に架空線が残存している場合には、その理由の把握に努め、架空線所有者に架空線の撤去を要請するなど必要な措置を講ずること。

- ② 今回、当局が指摘した事例（国道分13事例）については、架空線を撤去するよう要請すること。

改善措置状況（平成26年10月20日）

- ① 架空線の残存防止のための措置に関しては、次のとおり。
 - i) 残置電柱・電線の撤去予定時期を電線共同溝整備計画に記載
 - ii) 「残置電柱等の撤去促進会議」（道路管理者、占用予定者等により構成）を毎年開催
 - ・ 撤去予定時期になった時点で、撤去状況を占用予定者に確認
 - ・ 撤去されていない場合は、撤去できない理由を聴取するとともに、早期撤去を要請
 - ・ 毎年、残置されている電柱・電線の撤去状況をフォローアップ

また、電線共同溝を整備している北海道開発局管内の各開発建設部に対し、所見表示事項と類似事例がないか速やかに点検し、改善について取り組むよう指示

- ② 今回指摘のあった事例に関しては、電線管理者等に対し、架空線の撤去等について協力要請

国道に係る主な事例（電線共同溝整備済み道路に架空線が残っているもの）

【事例①】信号機と信号機を結ぶ架空線が指定道路上を横断するもの（5事例）

（国道231号の事例）



【事例②】有線放送事業者の架空線が指定道路上を横断するもの（6事例）

（国道36号の事例）



【事例③】テレビ共聴線が指定道路上を横断するもの（1事例）

（国道230号の事例）



2 電線共同溝の管理状況

(1) 電線共同溝の入溝

制度・仕組み

- 電線共同溝の設置者である道路管理者は、法等に基づき、電線共同溝を適切に管理するため、占用手続や入溝手続等の所要の手続の励行、管理台帳の整備等による電線共同溝への入溝状況の正確な把握、未入溝の占用予定者への入溝促進などを行うこととされている。

所見表示事項（平成26年8月29日）

- ① 占用者の未入溝理由を適切に把握するとともに入溝が促進されるよう努めること。

（主な事例）

電線共同溝の占用許可を受けているが長期間未入溝となっている占用者に対し、入溝時期の確認等を行っていないもの
（平成21年度及び22年度に許可を受けた85件のうち、47件（55.3%）が調査時点で未入溝）

- ② 現に電線共同溝に入溝済みとなっている占用者に対しても、法等の適切な運用を図る観点から所要の指導を行うこと。

（主な事例）

占用許可を受け入溝はしているが、敷設工事届が提出されておらず、管理台帳に記載されていないもの4件

改善措置状況（平成26年10月20日）

- ① 電線共同溝への入溝促進を図るための措置については、次のとおり。

- i) 電線共同溝整備計画に入溝予定時期を記載
- ii) 「残置電柱等の撤去促進会議」を毎年開催
 - ・ 入溝予定時期となった時点で、入溝状況を占用予定者に確認
 - ・ 入溝されていない場合は、入溝できない理由を聴取
 - ・ 毎年、将来需要分の管路のうち未入溝管の割合をフォローアップ

また、電線管理者等に対し、占用許可を受けている電線共同溝への入溝等について協力要請

- ② 各開発建設部に対し、所見表示事項と類似事例がないか速やかに点検し、改善について取り組むよう指示

(2) 電線共同溝の保安

制度・仕組み

- 電線共同溝の設置者である道路管理者は、法等に基づき、電線共同溝の保安のため、鍵を適切に管理するとともに、諸手続を励行することとされている。

所見表示事項（平成26年8月29日）

- 電線共同溝の占有者に対する鍵返納届及び入溝（作業）完了届の確実な提出に関する指導を的確に行うこと。

（主な事例）

電線共同溝の鍵の貸与・返却に係る届出が未提出で道路事務所長の確認を受けていないなど、所要の手続が励行されていないもの
（鍵貸与事例について調査対象とした91件中10件が未提出）

改善措置状況（平成26年10月20日）

- 各開発建設部に対し、所見表示事項と類似事例がないか速やかに点検し、改善について取り組むよう指示
また、電線管理者等に対し、電線共同溝保安細則で定める電線共同溝への入溝手続等の励行について協力要請